

インタープリテーション戦略の 実施状況についての報告

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(Japan) (ID: 1484)

インタープリテーション戦略の実施状況についての報告

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（日本）(ID: 1484)

1. エグゼクティブサマリー

本報告書は第 39 回世界遺産委員会決議（39COM 8B.14）において勧告・要請された事項を踏まえ策定された日本国政府の保全状況報告書付属資料 g)-1「インタープリテーション戦略『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』」（平成 29 年 11 月 30 日ユネスコに提出。以下「インタープリテーション戦略」という。）の実施状況を報告するものである。日本国政府は、令和 2 年 3 月 31 日、産業遺産情報センターを設置し、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から休館した後、同年 6 月 15 日に一般公開を開始した。日本国政府は、第 42 回世界遺産委員会決議（42COM7B.10）に留意しインタープリテーション戦略の実施状況について以下のとおり報告する。

報告書の草案は、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産一覧表への推薦に向けて内閣官房が策定した「明治日本の産業革命遺産に係る一般原則及び戦略的枠組み」¹（以下「戦略的枠組み」という。）に基づき、各構成資産が所在する地区ごとに設置された国・地方公共団体・所有者等からなる地区別保全協議会において令和 2 年 9 月に協議が行われた。

また、本報告書は、戦略的枠組みの下に国内外専門家から成る「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」を令和 2 年 9 月 30 日に開催、意見を聴取し、適切に報告書へと反映した。さらに、同年 10 月 30 日に開催した関係省庁や関係地方公共団体の間で相互の意思疎通及び協議の場として設置された「明治日本の産業革命遺産」保全委員会において、本報告書は了承された。このように構成資産（稼働・非稼働）の関係者間における十分な意思疎通及び確実な合意形成を図った。

¹ 「明治日本の産業革命遺産に係る一般原則及び戦略的枠組み」の本文は、ユネスコ HP (<https://whc.unesco.org/en/list/1484/documents/> 2015 Nomination file 1484 (197 MB) P487～P560) を参照されたい。

2. 世界遺産委員会決議に対する対応の概要

本報告書は、「1. 本編」と「2. 付属資料編」から成る。

① 本編

要請事項等に対する回答の本文

② 付属資料編

①の回答の本文にそれぞれ関係する一群の付属資料

第 42 回世界遺産委員会決議への対応の概要

以下に、要請事項等に対する回答の要約を示す。詳細については①本編及び②付属資料編を参照されたい。

➤ 第 7 項、第 8 項及び第 9 項 インタープリテーション戦略の実施状況についての報告

日本国政府は「文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」（2008 年）（以下「ICOMOS 憲章（2008 年）」という。）を尊重し、インタープリテーション戦略（平成 29 年 11 月 30 日ユネスコ提出）を基本に「産業遺産情報センター」を開設。各エリアのビジターセンターが同センターと連携し、展示解説を実行する。本報告書ではインタープリテーション戦略の実施状況を以下のとおり報告する。

（1）顕著な普遍的価値の共通展示の展開

産業遺産情報センターは、東京都新宿区に令和 2 年 3 月 31 日に設置され、6 月 15 日に一般公開された。同センターの展示を模範とし、各地のビジターセンターにおいて、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値の一貫した展示説明の導入や情報発信の体制が整いつつある。

（2）各サイトの「歴史全体」の更新

産業遺産情報センターでは、インタープリテーション戦略に準じ、体感型マルチディスプレイを活用し各構成資産の「歴史全体」を説明解説する計画である。同センターでは今後も国内外の専門家の助言を参考に、各ビジターセンターと連携し、「歴史全体」の展示を検討している。

（3）旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者に関する情報収集

日本国政府は第二次世界大戦中の旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者の事業現場における産業労働に関する調査を実施し、一次史料を中心に情報を収集。産業遺産情報センターでは、募集、官斡旋、徴用、引揚、について理解できる一次史料（法令、通達、公文書、関係団体や企業の文書）や、戦前、戦中、戦後の証言の収集、新聞記事や出版物・書籍などのアーカイブ化を行い、今後も拡張する予定である。

（4）産業遺産情報センターの設置

令和 2 年 3 月 31 日に産業遺産情報センターが新宿区に設置され 6 月 15 日に一般公開が

始まった。今後、全国各地に設置されているビジターセンターの中核施設として、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値の適切な発信に加え、産業遺産に関する総合的な情報センターとして、国内外の産業遺産について積極的に情報発信を行う計画である。

(5) 「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討
世界遺産価値のインタープリテーションは価値保全の一部でもある。インタープリテーションの一貫性を担保するために、スタッフやボランティアガイドへの研修を実施した際に、受講修了書等を交付した。今後もスタッフの研修を継続的に実施し、質の向上に努力する計画である。

(6) 人材育成研修と研修マニュアル

各構成資産の日々の管理に責任を持つ案内ガイド等への人材育成計画の策定と実施、各種マニュアル・ガイドブック等の補助教材の策定を行った。

(7) 世界遺産ルート

世界遺産ルート推進協議会は、全ての構成資産や関連遺産に来訪者を誘導するため、地図やアプリ、GPS ナビゲーション、統一ロゴを使用した道路標識の設置等を行った。

(8) 現地及びオンラインでのインタープリテーション

普及啓発活動の一環としての仮想訪問・デジタル復元等（スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを含む）

スコティッシュ・テンの3Dリソース、ガイドアプリ、産業遺産情報センターにおける体感型マルチディスプレイ、各エリアにおけるAR、VRアプリ等を作成し、より身近に「明治日本の産業革命遺産」を体感できるような仮想訪問・デジタル復元を行った。

(9) その他の取組事項

国内外のシンポジウム等への参加、駅構内でのデジタルサイネージ広告等を行うとともに、各エリアにおけるインタープリテーションを実施した。

その他、人材育成・研修、各種出版物等の概要と実施状況について

番号	項目	概要	進捗状況
1	人材育成・研修	現地ガイド及び構成資産の管理保全等に関わる関係者等を対象にした研修等を実施。	随時実施、継続予定
2	各種出版物	インタープリテーション・マニュアル、教本、及び「明治日本の産業革命遺産」の製鉄・製鋼、造船、石炭産業についてより専門性のある書籍を発行。	必要に応じ、随時制作
3	道路標識	「明治日本の産業革命遺産」の全ての構成資産や関連資産に来訪者を誘導するよう統一ロゴを使用した道路標識の設置。	必要に応じ、随時設置

4	地域版ガイドマップ	「明治日本の産業革命遺産」の構成資産、世界遺産ビジターセンター及び地域のインタープリテーション施設のほか、「明治日本の産業革命遺産」以外の世界遺産等を含め、エリアの来訪者へ情報発信するもので、アプリと連動し非公開施設なども表示することができる。	全8エリアについて、日本語版及び英語版を作成予定（現在は4エリア作成済）
5	スマホガイドアプリ	「明治日本の産業革命遺産」の説明と学習の促進を目的として作成し多言語化対応（日本語、英語、韓国語、中国語、ベトナム語）。	平成29年3月利用開始
6	デジタルサイネージ等	産業遺産情報センター内にデジタルサイネージを設置し、産業遺産の周遊ルートを紹介し、またAIチャットボットを搭載し、観光に関する内容についてリアルタイムで幅広く対応できるようにする予定。	令和3年3月予定

なお、今後エリア別のインタープリテーション計画を順次策定することとしている。

3. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

パブリックアクセスは受容できる。

4. 代表者署名

眞鍋 純

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室長

I . 本 編

世界遺産委員会決議に対する対応

第 42 回世界遺産委員会において、次のとおりの決議が採択された。また、参考までに、第 39 回世界遺産委員会において採択された決議において、8 つの勧告事項を抜粋して記載する。

【第 42 回世界遺産委員会決議の内容】

世界遺産委員会は、

- 1 WHC/18/42.COM/7B の文書を 審査した上で
- 2 第 39 回世界遺産委員会（2015 年ボン）で採択された決議 39COM8B.14²を 想起し
- 3 様々な構成サイトで実施された保全措置について、将来の優先事項とともに、写真・図表入りの報告書が提出されたことに 留意し
- 4 端島に関して締約国がこれまで提供した詳細事項を 賞賛し、30 年間の詳細な保全措置に関する計画の策定についての実質的な進捗と当該計画期間に渡る資金面のコミットメントに留意し、また、当該計画は、端島の擁壁を安定化させ、崩壊しそうな遺構を保全し、軍艦の外観を保存するものであり、第一段階では擁壁（の保全）とその保全工法の研究が優先事項とされることに 留意し
- 5 締約国に対し、以下の情報を、可能になり次第、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを 要請し
 - a) 1974 年以降に崩壊し、又は不可逆的に劣化破損した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物及びそれらの保全の可否に関する 1 又は複数の調査、
 - b) 更なる考古学的調査
 - c) 歴史文献、構造材料及び来訪者動態に関する更なる調査
 - d) プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、年度毎の目標設定を含めた長崎市が作成するアクションプラン
- 6 全構成サイトにおいて来訪者数のモニタリングが体系的に行なわれており、その結果を踏まえ、受入能力（carrying capacity）を含む来訪者管理戦略を 2018 年に策定予定であることに 更に留意し、また、締約国に対し、当該戦略が完成した際には、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを 要請し
- 7 インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定

² 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されている決議 39COM8B.14 の、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

であることに更に 留意し

- 8 センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締約国に更に 要請し
- 9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に 強く促し
- 10 関係者との対話を継続することを 促し
- 11 決議 39 COM 8B.14 を完全に履行するとともに、2020 年の第 44 回世界遺産委員会による審議に付するため、2019 年 12 月 1 日までに、資産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。

(参考 39 COM 8B.14 8つの勧告事項を抜粋)

4. 締約国が、以下のことを検討するよう 勧告する。

- a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
- b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
- d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
- e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
- f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
- g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。³
- h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

³ 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

【第 42 回世界遺産委員会決議への対応】

第 42 回世界遺産委員会決議（42COM 7B.10）第 7 項、第 8 項及び第 9 項について、以下のとおり、対応の詳細について記述する。

決議（42COM 7B.10）第 7、8、9 項

- 7 インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に 留意し
- 8 センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締約国に更に 要請し
- 9 OUV によってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く 促し

1. 背景・経緯

- ICOMOS 評価書（WHC-15/39.COM/INF.8B）において、インタープリテーションに関して以下の諸点が記述された。
 - 構成資産のインタープリテーションは、ほとんど、個別の構成資産に限定されており、資産全体の顕著な普遍的価値並びに各構成資産が資産全体及び他の構成資産とどのように関係しているかについてのインタープリテーションが、必ずしも提供されていない。
 - 緊急に必要とされることは、各サイト又は構成資産がいかに資産全体に関係しているのか、特に日本の産業化の 1 又は 2 以上の段階をどのように反映し、どのように顕著な普遍的価値に貢献しているのか、ということを伝える明確なインタープリテーションである。
- 第 39 回世界遺産委員会決議（39COM 8B.14）では、「明治日本の産業革命遺産」は構成資産全体として世界遺産価値を有するという点が示されている。

（第 39 回世界遺産委員会決議（39COM 8B.14）の一部抜粋）

23 の構成資産は 8 県 11 市に立地している。8 県の内 6 県は、日本の南西部に、1 県は本州の中部、1 県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響

をあたえた質的変化の道程を顕著に顕している。

- 第 39 回世界遺産委員会決議（39COM 8B.14）において、「g）推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の 1 または 2 以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること」と勧告された。
- ユネスコ世界遺産一覧表への記載決定時の日本政府のステートメントについても脚注で言及し、以下のように指摘があった。
 - 各サイトの歴史全体について理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。
- インタープリテーション戦略の策定にあたって、世界遺産全体と構成資産／サイト特有の 2 つの主要レベルについて、海外専門家によるインタープリテーション監査を実施するとともに、ICOMOS 国際学術委員会委員長を招聘し、サイトの「歴史全体」のインタープリテーションに関する助言を受けた。
- これらを踏まえ、平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、インタープリテーション戦略を策定し、これを付属資料として添付した。
- 第 42 回世界遺産委員会決議（42COM 7B.10）では、冒頭に掲載したとおり、更なる留意事項及び要請事項が示された。
- 第 42 回世界遺産委員会決議に対し、令和元年 11 月 29 日に提出した保全状況報告書において、インタープリテーションに関する事項については、インタープリテーション戦略に基づき、適切に実施されたことを報告した。
- インタープリテーション戦略に基づき、令和 2 年 3 月 31 日、「明治日本の産業革命遺産」を中心とする産業遺産に関する総合的な情報センターとして東京都新宿区若松町に「産業遺産情報センター」を設置した。開所式後同年 4 月 1 日から一般公開予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から他の類似施設と同様に休館し、その後、緊急事態宣言が解除されたことなどを踏まえ、同年 6 月 15 日から再開し、一般公開を開始した。

2. インタープリテーションに係る基本的事項

インタープリテーションの階層的アプローチ

「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション及びプレゼンテーション：価値とテーマの階層

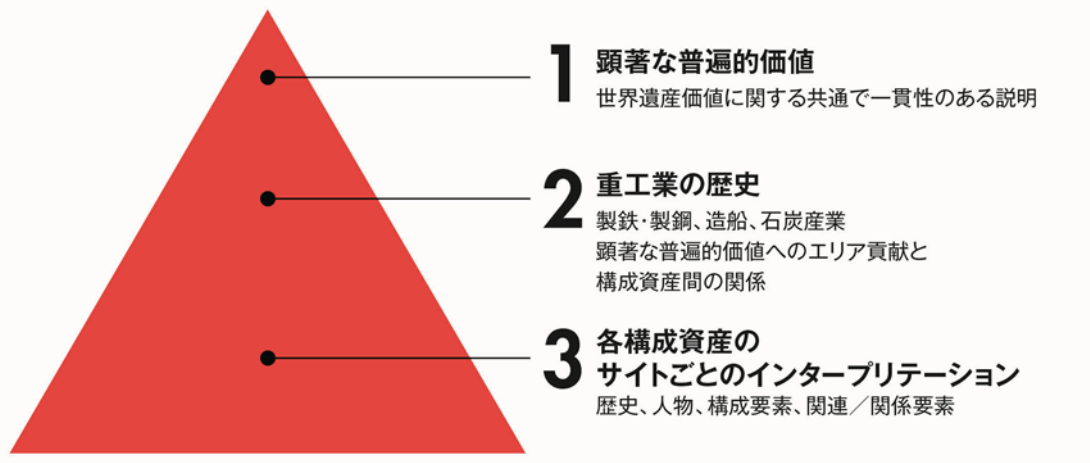


図1 インタープリテーションの階層的アプローチ

産業遺産情報センター並びに、各地のビジターセンターにおいて、顕著な普遍的価値は、インタープリテーションの最上位に位置する。これは、エリアや構成資産独自の歴史など地域や産業固有の展示解説に優先する最上位のテーマとなる。これにより、上図に表された1. 顕著な普遍的価値、2. 重工業の歴史、3. 各構成資産のサイトごとのインタープリテーションが、資産全体で一貫してプレゼンテーションされる。

各地のビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ：
インタープリテーションの階層

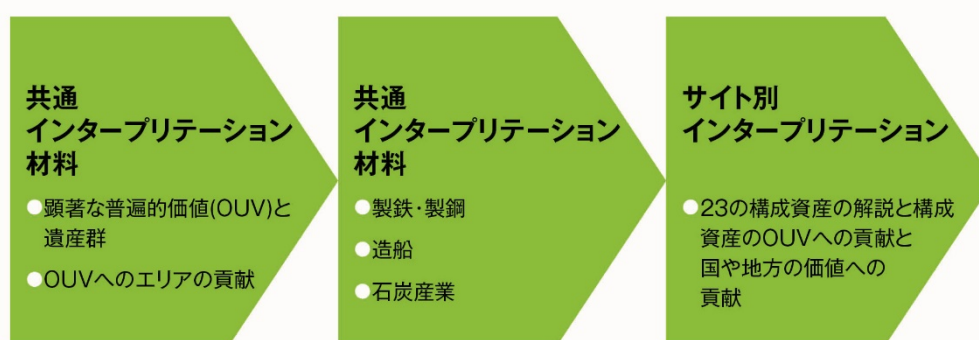


図2 各ローカルビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ

3. インタープリテーション戦略の実施状況

- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、インタープリテーション戦略及びこの戦略の推進のためのインタープリテーション計画を含めて提出した。

表 1 インタープリテーション計画の概要（タイムスケール等については最新状況にあわせて修正した。）

タスク	説明	担当	タイムスケール
(1)	全ての構成遺産で一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を展開	内閣官房、関係自治体	令和 2 年度以降 順次導入
(2)	各サイトの「歴史全体」の更新	内閣官房、関係自治体	継続中
(3)	旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者に関する情報収集	一般財団法人産業遺産 国民会議	継続中
(4)	産業遺産情報センターの設置	内閣官房	令和元年度
(5)	「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討	一般財団法人産業遺産 国民会議、関係自治体	継続中
(6)	人材育成研修と研修マニュアル	一般財団法人産業遺産 国民会議、「明治日本 の産業革命遺産」世界 遺産協議会	継続中
(7)	世界遺産ルート	明治日本の産業革命遺 産世界遺産ルート推進 協議会	継続中
(8)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを用いた、長崎の非公開施設である第三船渠とジャイアント・カンチレバークレーンの現地及びオンラインでのインタープリテーションー特に仮想訪問	一般財団法人産業遺産 国民会議	継続中

(9)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを用いた、小菅修船場跡と軍艦島の現地及びオンラインでのインタプリテーション特に炭鉱のデジタル復元	一般財団法人産業遺産国民会議	継続中
-----	---	----------------	-----

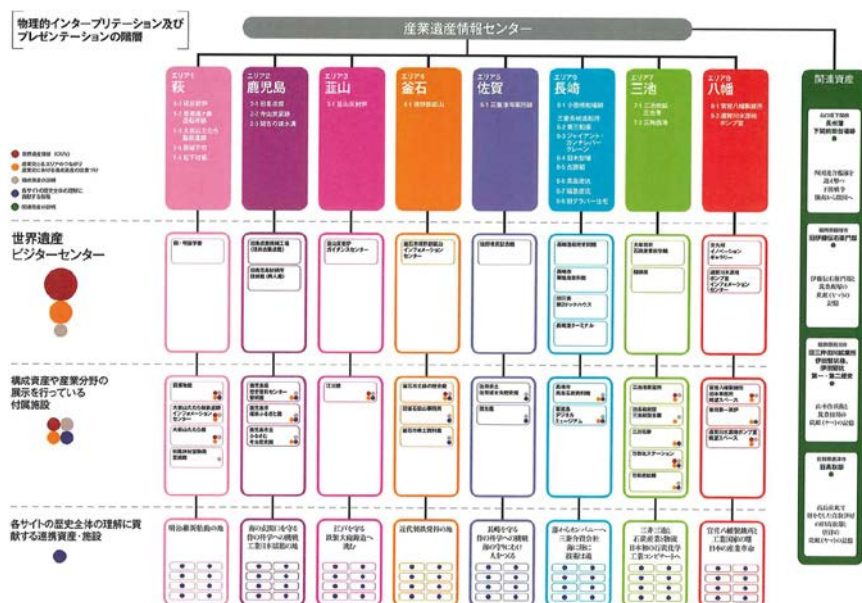
- ・ インタプリテーション戦略については、内閣官房、関係省庁、関係自治体、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（旧称：「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会）（以下「世界遺産協議会」という。）、一般財団法人産業遺産国民会議（以下「産業遺産国民会議」という。）、明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会（以下「世界遺産ルート推進協議会」という。）等が連携して、インタプリテーション計画等の各事業を実施している。

以下に、インタプリテーション計画のその後の進捗状況を含め報告する。

（１）顕著な普遍的価値の共通展示の展開

- ・ 内閣官房の調整による方針の下で、世界遺産登録後、海外専門家サラ・ジェーン・ブラジル氏とバリー・ギャンブル氏によるインタプリテーション監査を２期（平成２９年、令和元年）実施した。
- ・ 平成２９年１～２月、同年５月に行われた海外有識者によるインタプリテーション監査では、「各資産における個別の資産の説明・展示は登録前と比べ大きく改善したものの、全ての資産において、顕著な普遍的価値とエリア別・産業分野別のインタプリテーションは、改善・改良を要する」と世界遺産価値並びに産業分野別のインタプリテーションの展示に一貫性がなく、不十分であることについて、指摘を受けた。
- ・ 共通展示について
共通展示を導入する経緯・目的：
内閣官房においては、インタプリテーション監査の結果を受け、顕著な普遍的価値のインタプリテーション並びに各構成資産の価値への貢献や相互の関連性を紹介するため、全てのエリアで顕著な普遍的価値に関する統一的な展示の導入・検討へ向け関係自治体に指導を行っている。インタプリテーションの中核的役割を果たす情報センターの開館を受け、同センターの展示を模範として、各地のビジターセンターとの連携を進める。

(ビジターセンターの階層図)



インタープリテーション監査において海外有識者より「全体のインタープリテーションと各エリア、構成資産におけるインタープリテーションの整合性がとれるよう、海外有識者の助言を踏まえつつ、内閣官房、関係自治体、産業遺産国民会議の関係者間で十分な調整を行う必要がある。」と関係者の調整が不十分であることへの厳しい指摘に留意し、内閣官房では、海外有識者からの指摘を踏まえ、改めて顕著な普遍的価値に関する統一的な展示内容について検討を行い、再度関係者に提示することとした。

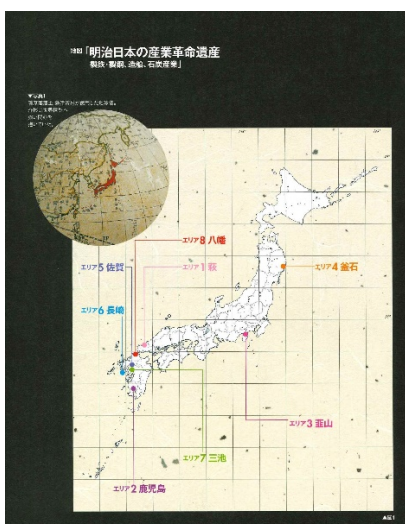
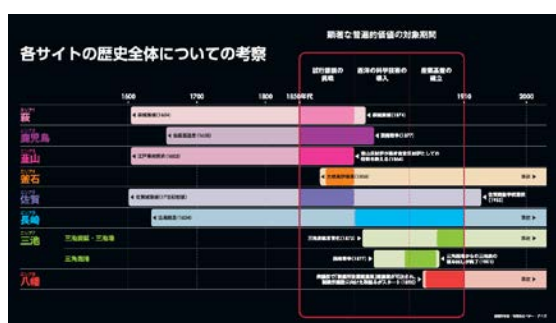
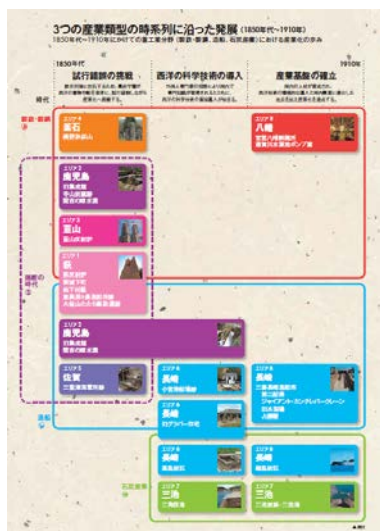
- ・ 共通展示の検討に当たっては、産業遺産情報センターと各地域のビジターセンターが連携して「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としての価値を効果的に情報発信できるよう調整を行った。
- ・ 統一的な展示内容の構成要素は以下のとおりである（調整中。画像はイメージ）。

① 「明治日本の産業革命遺産」の概要を説明するパネル（図3）



提供：日本製鉄(株)九州製鉄所

② 「明治日本の産業革命遺産」が8県11市に立地する23の構成資産全体で1つの世界遺産価値を有するシリアルプロパティであることを説明するパネル（図4）



- ③ 「明治日本の産業革命遺産」につき簡潔かつ分かりやすく説明する映像
- ④ 製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業分野の歩みを概説するパネル
- ⑤ 8つのエリアに点在する23構成資産の位置関係や概要を臨場感をもって説明する映像
- ⑥ 当該エリアにある構成資産の概要と全体の中での位置づけ、OUVへの貢献を解説するパネル

・図5 展示プラン全体のイメージ：



➤ 各エリアにおける今後の共通展示の主な設置予定時期

エリア1	萩	令和3年度以降
エリア2	鹿児島	令和3年度以降
エリア3	蕨山	未定（次回展示替え時）
エリア4	釜石	令和3年度～4年度
エリア5	佐賀	令和3年度
エリア6	長崎	令和5年度以降
エリア7	三池	令和2年度
エリア8	八幡	令和4年度

(2) 各サイトの「歴史全体」の更新

➤ インタープリテーション監査の実施

世界各国の産業遺産及びそのインタープリテーションに精通した海外専門家による詳細なインタープリテーション監査を実施した。

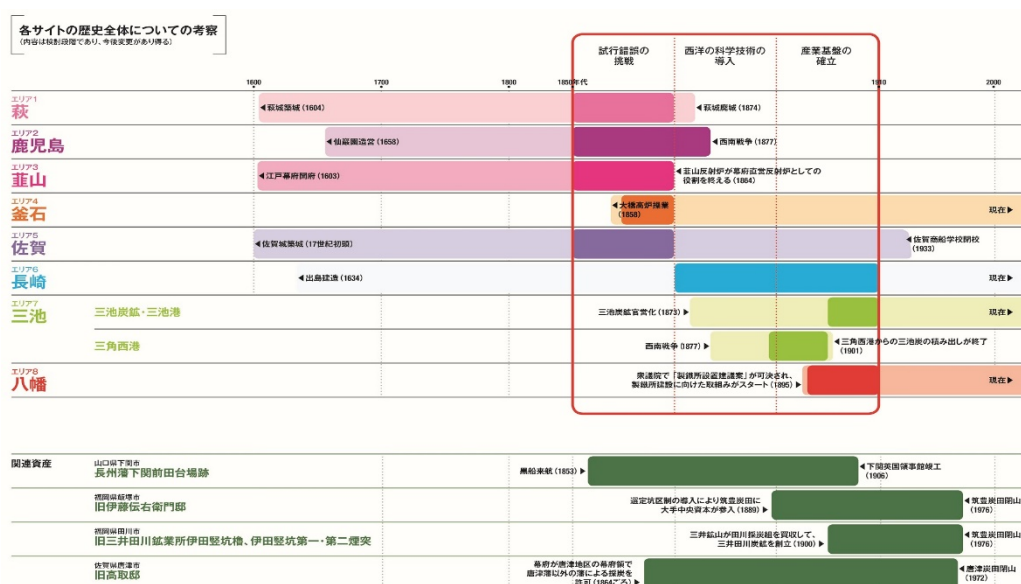
- ・ 世界遺産全体のインタープリテーションの監査報告書

(平成 29 年 1～2、5 月実施、平成 31 年 2～3 月及び令和元年 8 月作成)
 内閣官房、世界遺産協議会、産業遺産国民会議が連携して海外専門家を招聘し、
 各エリアのビジターセンター等を含む各構成資産におけるインタープリテーシ
 ョン戦略の履行状況について監査が実施された。

(実施監査者 : サラ・ジェーン・ブラジル氏、バリー・ギャンブル氏)

➤ 「歴史全体」のインタープリテーションの実施

- また、国際 ICOMOS のインタープリテーション委員会のスー・ホッジズ氏
 ほか、国際 ICOMOS の専門家たちより、世界遺産のインタープリテーショ
 ンにおける、世界遺産価値と歴史全体の展示のバランスや展示へのアプロ
 ーチについて、国際的なベスト・プラクティスについて指導をうけた。産業
 遺産情報センターでは、平成 29 年にユネスコに提出したインタープリテー
 ション戦略において示した「歴史全体」の定義に準じ、インタープリテーシ
 ョンが推進されている。また今後、新型コロナウイルスの影響による渡航制
 限が緩和された後、海外有識者による同センターの監査を受ける予定とな
 っている。更に各エリアのビジターセンターにおいても、産業遺産情報セン
 ターと調整を図る予定である。



➤ 産業遺産情報センターの展示

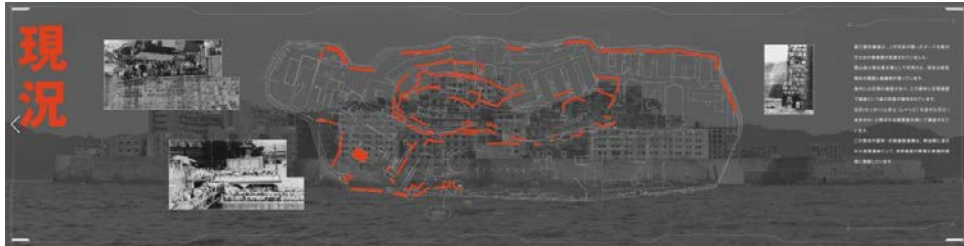
産業遺産情報センターにおいては、世界遺産としての顕著な普遍的価値の対象
 期間（1850 年代から 1910 年まで）に加え、平成 29 年のインタープリテーシ
 ョン戦略に記載された上図を参考に、体感型マルチディスプレイを活用し、歴史全
 体を示す図表についてパネルを展示するとともに、特に戦中の状況を表す史料

も展示している。

- ・ゾーン1「導入展示」(「明治日本の産業革命遺産」への誘い)
- ・ゾーン2「メイン展示」(産業国家への軌跡)
- ・ゾーン3 資料室
- ・また、7面の大型ディスプレイを用いた高臨場感のパノラマ映像を映し出す体感型マルチディスプレイを用いて、構成資産の歴史や変遷、主なエリアや暮らしなどについて映像で解説するなど、資産の変遷や世界遺産価値への貢献、歴史全体を体感的に理解できるようにインタープリテーションの充実化を図っている。

図6 「端島炭坑変遷」





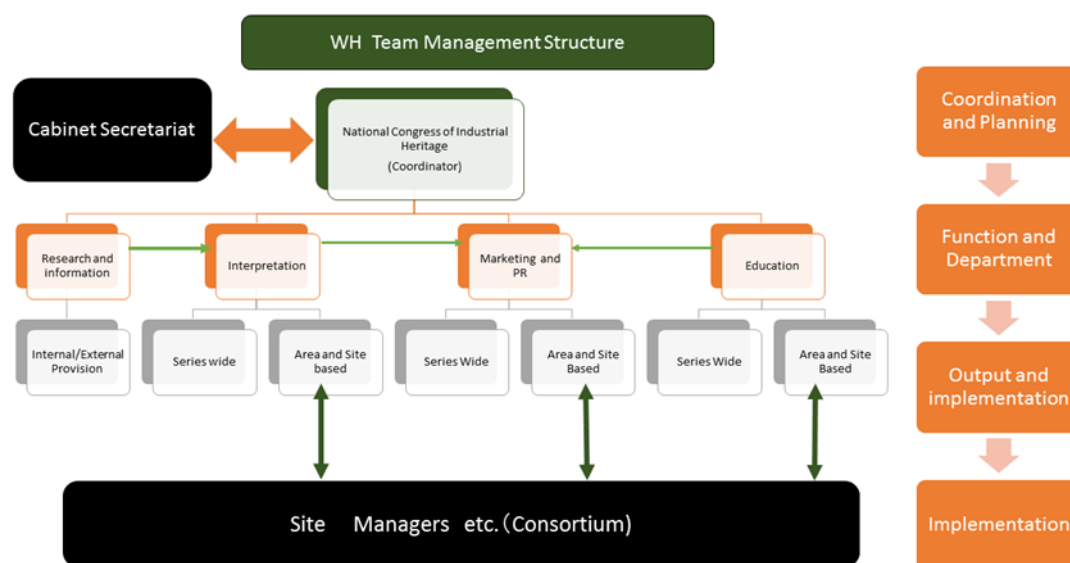
➤ エリア別のインタープリテーションのあり方の検討

- ・ 日本国政府は、ICOMOS 憲章（2008 年）を尊重し、インタープリテーション戦略(平成 29 年ユネスコ提出)を策定した。
- ・ 各エリアのビジターセンターでは、同インタープリテーション戦略を基本に「産業遺産情報センター」と連携し、展示解説を実行する。
- ・ 現在、各自治体は、地域の資産に因んだ独自の展示をエリアのビジターセンターで展開しているが、今後は、産業遺産情報センターと連携し、インタープリテーション戦略に準じ、世界遺産価値を反映した内容に変更予定である。
- ・ ICOMOS 憲章（2008 年）は、インタープリテーションを文化遺産保全管理プロセスの一部に位置づけ、世界遺産のビジターセンターにおいて、世界遺産価値が正確に反映されたパンフレットなどのインタープリテーションツールを設置することを求めている。
- ・ 世界遺産のビジターセンターでは、本来の世界遺産価値を優先し、世界遺産価値の展示が一番際立つ形でプレゼンテーションし来訪者が資産の価値を理解しやすいような工夫が必要である。また、世界遺産価値について、各構成資産がいかに世界遺産価値に貢献するかについて、展示解説、印刷物、電子出版物、公的なレクチャー、直接的・間接的な教育プログラム、副読本、コミュニティ活動、さらには研究、トレーニング、インタープリテーションの評価などにも適切かつ正確に記載することが求められる。
- ・ 基本となるインタープリテーションツールには、推薦書（多数の国内外の専門家の協力を得て作成）、推薦書ダイジェスト版、ミニパンフレットのほか、地域版ガイドマップとスマートフォン向けアプリがある。各地のビジターセンターにおいて配布される各自治体作成の独自のパンフレットは、あくまでも世界遺産

価値を説明するパンフレットを補完するものであり、全てのビジターセンターでは、推薦書ダイジェスト版やミニパンフレットが常に閲覧、または配布できるように準備する必要がある。内閣官房は、各ビジターセンターにおいてこれらの資料が常に閲覧または配布されるように配慮していく。

- ・ 各自治体が独自に作成するパンフレットやウェブサイトにおいて、当該自治体内の資産を中心に上げた独自のストーリーを語る場合にも、必ず「明治日本の産業革命遺産」の全体についてのミニパンフレットに言及する、または、「明治日本の産業革命遺産」の公式ウェブサイトを参照することが優先される。
- ・ 下図のとおり、内閣官房と産業遺産国民会議は各地のインタープリテーションが適切に行われるように調整する上で密接に連携協力しており、世界遺産のビジターセンターにおいて、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値が地域の歴史的・文化的価値と調和した形でインタープリテーションがなされるよう、適切な指導・協議を行っている。

図7 インタープリテーションに関する管理体制



(エリア別のインタープリテーションのあり方の検討)

主な論点は以下のとおりである。今後、エリア別のインタープリテーション計画を順次、策定することとしている。

- (1) インタープリテーション戦略の考え方
- (2) 物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層・相関
- (3) インタープリテーション施設及び展示内容
- (4) エリアにおけるビジターセンターについて
- (5) 「重工業の歴史」の解説を行っている施設について
- (6) 「各サイトの歴史全体」の解説を行っている施設について
- (7) 各構成資産の現場における展示等について
- (8) 統一ロゴを使用した道路標識等の設置について
- (9) デジタルコンテンツの充実について

(3) 旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者に関する情報収集

- 旧朝鮮半島出身労働者等を含む労働者の戦前・戦中・戦後の産業労働に関する調査として、一次史料、口頭証言、出版物などの調査を実施した。
 - ・ 産業労働に関して、論文、賃金などのデータ、裁判資料などの資料を収集した。
 - ・ 産業遺産・産業考古学に関する海外有識者から産業労働に関する海外事例の情報を収集した。
 - ・ 行政機関による調査、新聞記事等から端島炭坑における主な出来事を調査するとともに、採炭の現場である坑内の様子を有識者の協力のもとで調査した。
 - ・ 産業労働に関する現場の様子や環境、雰囲気等を正確に理解するため、有識者による戦前から戦後にかけての新聞報道を中心とした資料の分析を行った。
 - ・ 炭坑における産業労働等に関する情報収集のため、当時の様子を体験する炭坑労働経験者等からの聞き取り調査を行った。
- 調査結果の展示への反映等
 - 産業遺産情報センター
 - ・ 第二次世界大戦中に日本政府が徴用政策を実施していたことが理解できるよう、徴用政策の根拠となった法令等をパネル化して展示している。
 - ・ 当時、日本人も朝鮮半島出身者等も同様に厳しい環境の下で働いていた状況が理解できるよう、資料（証言映像を含む）を展示している。
 - ・ 書架には、産業労働を含む産業遺産全般に関するものなど、幅広く開架している。
 - ・ モニターでは、当時の労働や暮らしについてのインタビュー証言映像を閲覧可能である。併せて、証言内容や日記の一部をパネル化して展示している。

- ・ 検索装置では、アーカイブ化した産業労働に関する一次史料等（徴用政策に関する公文書を含む当時の行政文書、記録文書、新聞記事等）を閲覧可能としている。
- ・ 体感型マルチディスプレイでは、産業遺産データベースを利用可能としている。

（４）産業遺産情報センターの設置

➤ 設置概要

- ・ 平成 29 年のインタープリテーション戦略に基づき産業遺産情報センターが東京都新宿区に令和 2 年 3 月 31 日に設置され 6 月 15 日に一般公開された。

➤ 設置場所等

・ 【総務省統計局別館】

所在地 東京都新宿区若松町 19- 1

構 造 鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て

建築面積 1,081 ㎡

延べ面積 2,781 ㎡（うち 1 階と 2 階の一部約 1,000 ㎡を活用）

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産は、九州から東北にかけて 8 県 11 市にまたがることを踏まえ、全国の情報を集約して発信する拠点として東京都に設置。

図 8 産業遺産情報センター入口



図9 開所式（テープカット）



➤ 目的、役割・機能等について

- ・ 産業遺産に関する調査研究機能、人材育成機能、情報提供機能を有し、「明治日本の産業革命遺産」を中心に産業遺産に関する情報発信を行うものである。
- ・ 産業遺産に関する総合的な情報センターとして、国内外の産業遺産について積極的に情報発信を行うことにより、産業史並びに産業遺産に対する関心や理解の向上を図るとともに、地方への訪問や移転の促進等、地方創生に資する施設となることが期待されている。

① 調査研究機能

- ・ 産業遺産の管理保全手法の調査研究
- ・ 資料のデジタルアーカイブ化 等

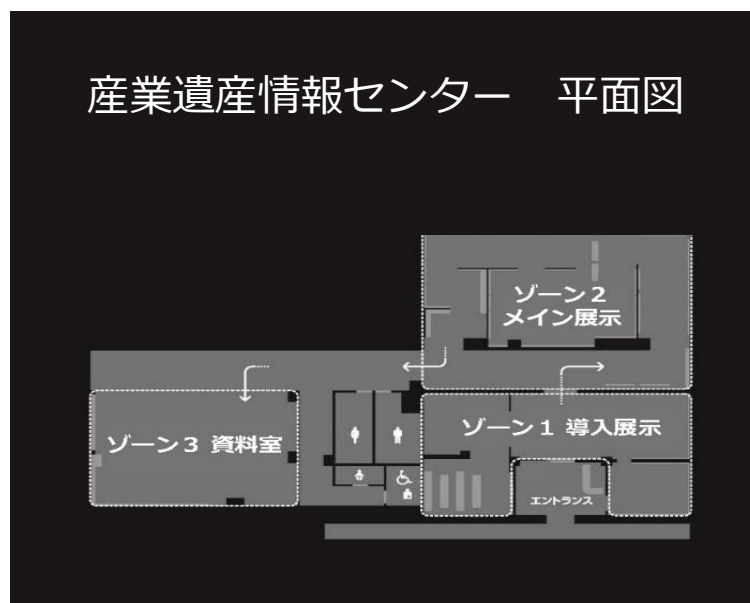
② 人材育成機能

- ・ 世界遺産価値のインタープリテーションの研修プログラムの開発／提供
- ・ 産業遺産の管理保全指導／支援（各地域のビジターセンター等と連携） 等

③ 情報提供機能

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産全般についての情報提供（各地域のビジターセンター等と連携）
- ・ 各サイトの歴史全体について理解できる情報を提供
- ・ デジタルツールによる世界遺産価値の説明
- ・ 企画展／巡回展等の企画立案及び実施 等

図 1 0 産業遺産情報センター平面図



➤ 展示内容の概要等について

1階の展示スペースは、導入展示、メイン展示、資料室の3つのゾーンに分かれている。ゾーン1は「明治日本の産業革命遺産」の概要、世界遺産に登録されるまでの道のり、ゾーン2は幕末から明治にかけてわずか半世紀で産業国家へと成長していったプロセスを解説。いずれも、写真や映像をふんだんに用い、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値並びに23の構成資産の世界遺産価値への貢献や構成資産の歴史全体について、幅広く理解できる展示となっている。ゾーン3は資料室として、第二次世界大戦中の事業現場における産業労働に関わる出典の明らかな一次史料、二次史料並びに証言を多数紹介している。

2階は、事務スペースのほか、収集した資料を保管する資料収蔵庫、研修室などにより構成されている。

● ゾーン1「導入展示」（「明治日本の産業革命遺産」への誘い）

- ・ 導入的位置づけの展示ゾーンとして、「明治日本の産業革命遺産」の概要、世界遺産として登録されるまでの経緯、登録時の日本政府ステートメント、各サイトの歴史全体について理解できるパネル等を展示。
- ・ 体感型マルチディスプレイにより、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の歴史全体などについて、写真や動画を活用しながら解説を行っており、今後さらに充実させていく。また、日本各地の産業遺産について、衛星写真を基にした地図上に表示し、写真画像と解説文を表示する。

ガイドンスシアターでは、世界遺産に登録されるまでの道のりや「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値を詳細に、かつ分かりやすく解説する約30分

の映像を放映し、同遺産への理解を深めてもらう。

図 1 1 世界遺産として登録されるまでの経緯のパネル



図 1 2 日本政府ステートメント（日英全文掲載）



図 13 各サイトの歴史全体について理解できるパネル（歴史全体への導入）

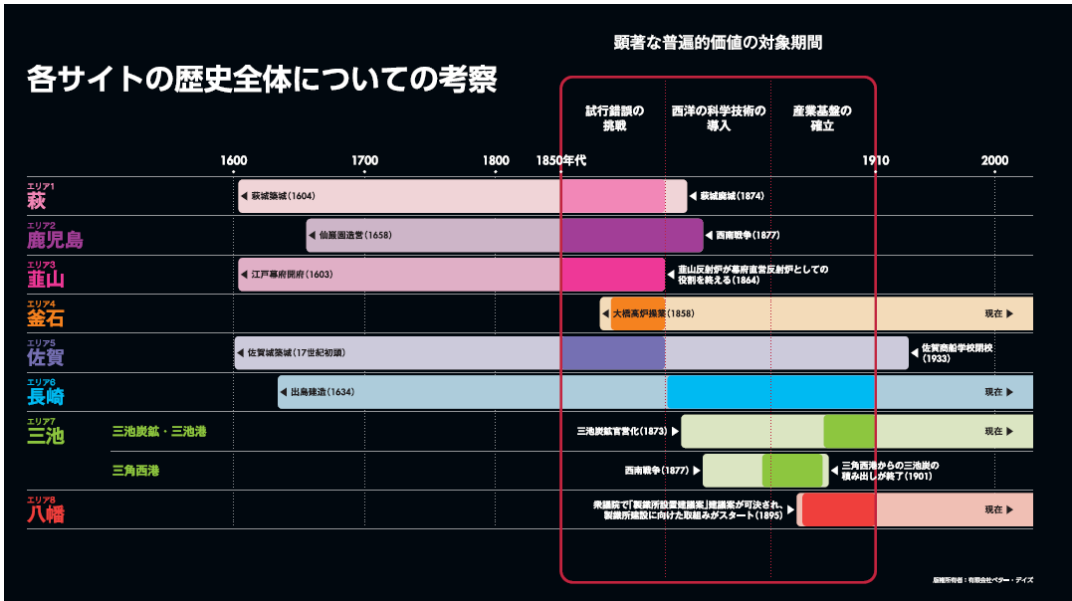


図 14 ゾーン1 体感型マルチディスプレイ



● ゾーン2「メイン展示」(産業国家への軌跡)

- ①揺籃の時代、②造船、③製鉄・製鋼、④石炭産業、⑤産業国家へ、の5つのコーナーで構成。幕末から明治にかけて僅か半世紀で産業国家へと成長してゆくプロセスを分かりやすく解説。パネルによる解説のほか、海外の産業遺産に関する専門家のインタビューや三池港の歴史的価値を映像により紹介。

① 揺籃の時代

- ・ 国防への危機感をつのらせながら、蘭書片手に西洋科学を取り入れようと試行錯誤した侍たちの姿を描写。
- ・ 明治日本の産業革命の初期の出来事にフォーカスし、大砲の製造や造船に挑む、雄藩・江戸幕府等の動きを紹介。

② 造船

- ・ 日本初の本格的船舶修理施設が小菅に建設されたことを日本の近代的造船の第一歩として位置づけ、その経緯と意義について解説。
- ・ 官営長崎造船所を買収し、イギリスしかつくることのできなかった大型船製造にこぎつけた日本の近代的造船業の発展の軌跡を、三菱の構成資産を中心に概観。

③ 製鉄・製鋼

- ・ 蘭書を片手に洋式高炉を建設し、鉄鉱石の製錬による連続出鉄を成し遂げた大島高任の成功にはじまり、官営釜石製鉄所の開設と失敗、田中製鐵所の挑戦と日本初のコークス高炉の成功を経て、官営八幡製鐵所における本格的銑鋼一貫製鉄所の完成に至るまでの経緯を分かりやすく紹介。

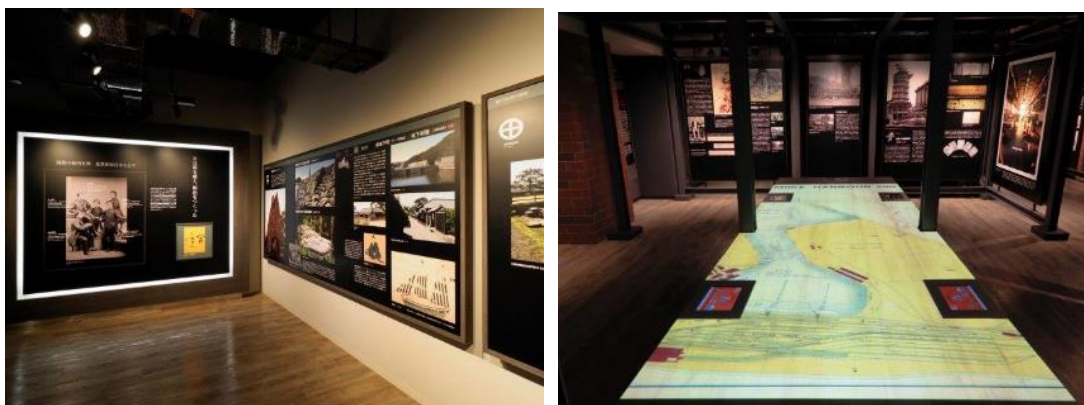
④ 石炭産業

- ・ 日本初の近代的炭坑として誕生した高島炭坑、石炭需要の増大にともない拡大を続けた端島炭坑、世界有数の炭鉱となった三池炭鉱に焦点をあて、それぞれの発展の軌跡を紹介。
- ・ 石炭産業が、石炭の採掘だけでなく物流も含めた総合的なシステムを要する産業であることにも言及し、三池港の整備等幅広い分野に革新への挑戦が及んだことを伝えている。

⑤ 産業国家へ

- ・ 日本が、世界で通用する産業国家への仲間入りを果たした象徴として、1910 年の日英博覧会を紹介。

図 1 5 館内（ゾーン 2）





- ・ゾーン中央の情報検索テーブルでは、構成資産のビジュアルイメージをプロジェクターで投影するとともに、タブレット端末を使用して「明治日本の産業革命遺産」に関するより詳細な情報の検索を可能としている。

① タブレット端末の概要

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」の幕末、造船、製鉄・製鋼、石炭産業に関してそれぞれ以下のコンテンツを日本語と英語のバイリンガルで提供。それぞれの項目をクリックし、各博士の顔をクリックすることでコンテンツを閲覧することができる。
- ・ 幕末：アラン・レマーズ博士の古写真の解説－長崎飽の浦、集成館（鹿児島）について
- ・ 造船：ブライアン・ニューマン博士のジャイアント・カンチレバークレーンに関する解説、マイルズ・オグリソープ博士の小菅修船場跡に関する解説
- ・ 製鉄・製鋼：ディートリッヒ・ソワイエ博士の官営八幡製鐵所の歴史とドイツとのゆかりについて
- ・ 石炭産業：ロバート・バーノン博士のデービーポンプに関する解説、マリー・パトゥ博士のフランスノール・パ・ド・カレ地方炭田地帯に関する解説、鉱業と産業、その全体としての歴史

② 画面イメージ

- ・ 例：石炭産業をクリックすると現れる画面



・例：ロバート・バーノン博士の顔をクリックすると現れる画面



・例：1つ目の項目をクリックすると現れる画面



・例：幕末の項目で表示される内容(原文英語)

長崎飽の浦、集成館の設計図



- ゾーン3 資料室

- ・ 閲覧スペースやレファレンスカウンター他、書架や各種デジタル機器（モニター・検索装置、体感型マルチディスプレイ等）を設置、第二次世界大戦中の事業現場における産業労働他、多様な一次情報にアクセス可能である（世界遺産としての対象期間以外の産業労働も含む）。

図16 館内（ゾーン3）



- ・ 産業遺産情報センターのゾーン3においては、第二次世界大戦中の事業現場についての出典が明確な記録を収集し、記録や記憶を大量にアーカイブ化している。検索装置では、アーカイブ化した当時の労働や暮らしについてのインタビュー証言映像、写真、一次史料等（法令、通達、公文書、企業の文書・記録、関係者による個人の出版物等）や、新聞記事に加え、雑誌、論文なども検索が可能である。一次史料や証言などは日本で初めて公開されているものも多い。今後も随時展示の充実を図っていく。

図 1 7 徴用政策の文書を解説するパネル

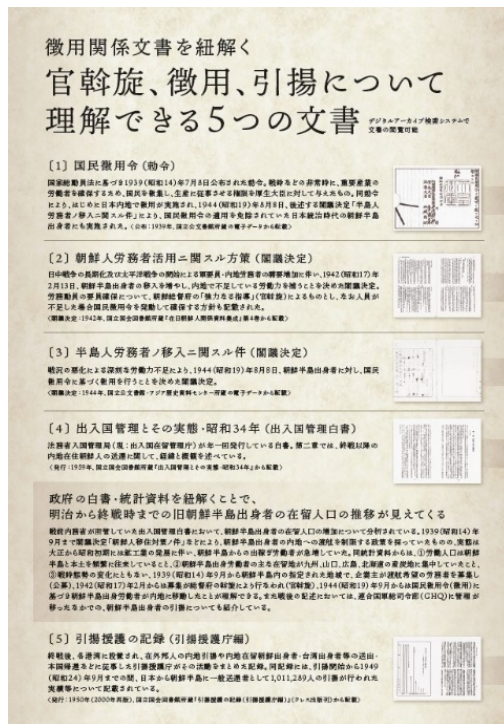
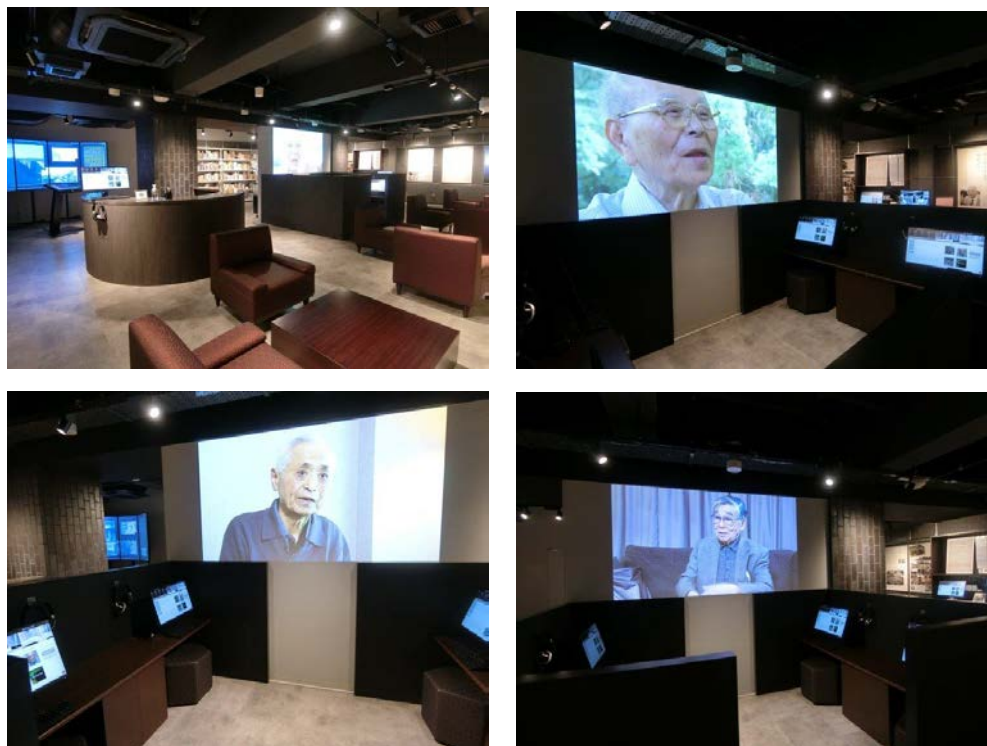


図 1 8 徴用政策の公文書等を閲覧可能なデジタルアーカイブと証言映像



- ・ 徴用政策に関する公文書等を閲覧可能なデジタルアーカイブ検索装置を設置している。史料は以下のとおり分類されている。
 カテゴリーA：法令並びに行政文書
 カテゴリーB：政府並びに関係団体、企業の文書・記録
 カテゴリーC：政府関係者・企業の当事者に近い個人の出版物等
 カテゴリーD：証言
 カテゴリーE：新聞、雑誌
 カテゴリーF：論文、書籍等

図19 デジタルアーカイブのトップページ



図20 関連資料ライブラリー



図 2 1 デジタルアーカイブ資料の一例 国民徴用令



図 2 2 1941年8月22日釜山日報 固城出身の志願兵再び坑夫を念願



図 2 3 東洋日の出新聞（1918 年<大正 7 年>7 月 11 日付）端島炭坑の朝鮮人坑夫と日本人坑夫の乱闘事件

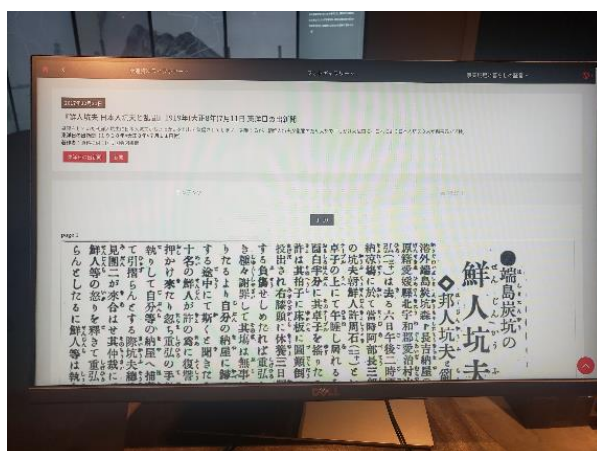


図24 1922年6月8日の東亜日報



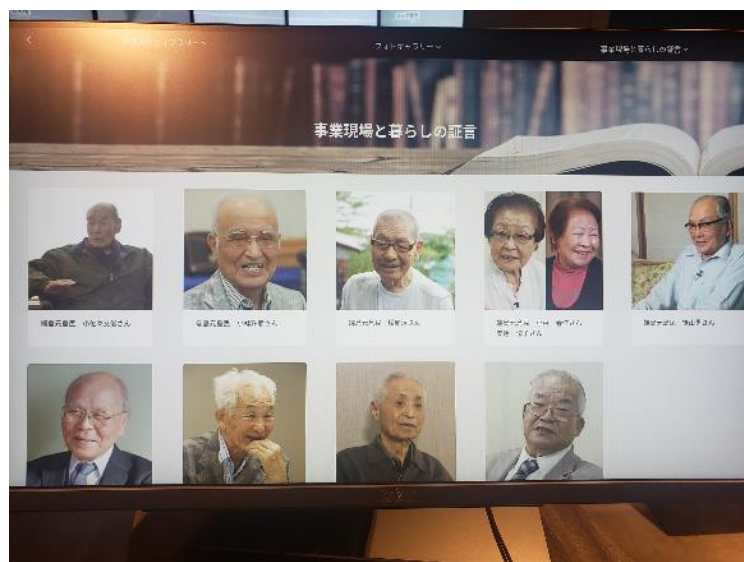
図25 1935年3月26日の炭坑事故の記事 長崎日日新聞



図 2 6 炭坑事故の記憶



図 2 7 毎月数名の証言が続々アップロードされている





- ・ 書籍コーナーでは、次のとおり分類された書籍を開架している。
明治日本の産業革命遺産（全般/構成資産）、軍艦島、鉄・製鉄・製鋼、船/造船、石炭産業、紡績産業、幕末に活躍した人物、明治維新、世界遺産全般、近代化遺産全般、徴用政策など
- ・ また、国内外の産業遺産全般、産業労働、徴用政策に関して書かれたものも含めて幅広く開架している。中には朝鮮半島出身の徴用された労働者の手記、戦時中の事業現場で朝鮮半島出身者や中国人捕虜と共に働いた日本人の日記や史料が開架されている。
- ・ 体感型マルチディスプレイでは、ゾーン1と同様、産業遺産データベースを利用可能である。
- ・ このような資料の中には、第二次世界大戦中の日本政府の徴用政策について徴用の根拠となった法令や徴用された労働者への給与袋の展示パネル、戦前・戦中・戦後の厳しい生活・労働環境に関する証言映像その他幅広い関連資料や書籍が含まれており、世界遺産登録時の日本政府ステートメントを誠実に実施している。
- ・ 各サイトからの多様な情報等の発信を行う場として、小規模な企画展示にも対応できるスペースを設置している。

図 2 8 書架の一部



図 2 9 元端島島民の戦時中のエッセイ



図 3 0 戦時中の三池炭鉱四山坑の思い出





図 3 1 東洋工業で働いた朝鮮半島出身労働者の手記（ハングル）

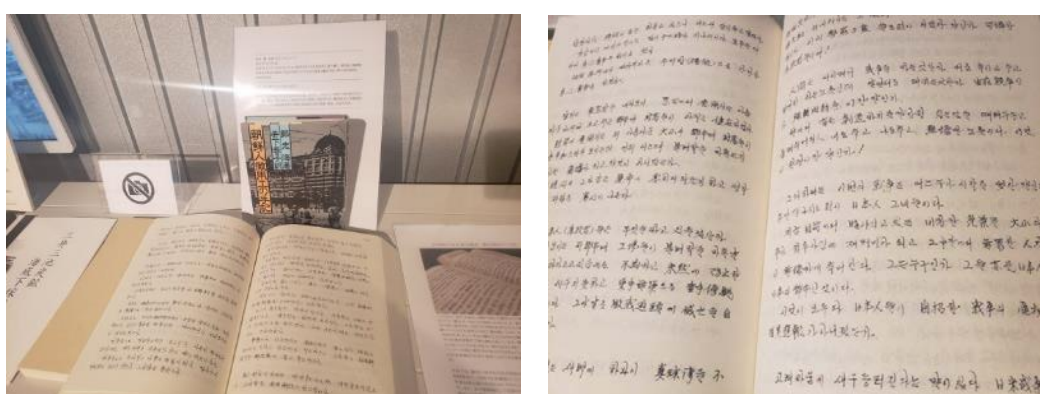


図 3 2 筑豊炭坑記録画



図 3 3 元端島島民による戦前・戦中・戦後の生活状況に関する証言映像・日記

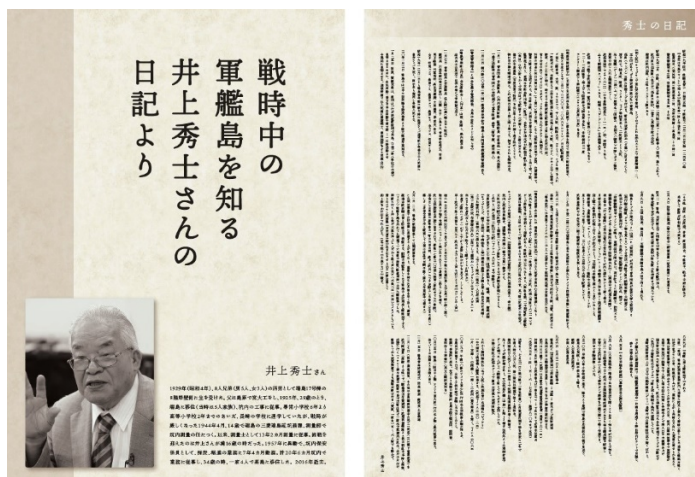


図 3 4 元端島島民（在日韓国人 2 世）の証言パネル



○端島全島の生活の記録のアーカイブ化について

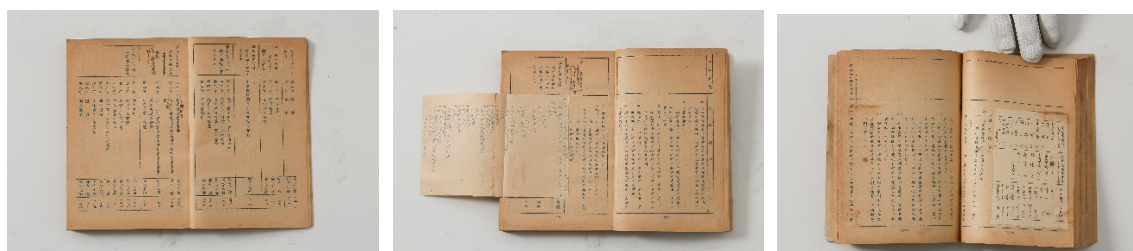
・ 現状

端島は、昭和 49 年の端島鉱山の閉山時に全員退去となり、無人島となった。その後 46 年間、風雨に晒されているが、現在も 30 棟余りの鉄筋コンクリート造りの住居や、公共施設として使用された建築物等が残存する。各戸、各部屋の内部には当時の生活者が使用していた残置物があり、学校、病院等、公共施設の内部には、当時の設備、書類等も残存している。

・ 目的

昭和 49 年に全員退去となったが、かつての超過密住宅の住居内の残置物は、閉山当時の端島島民の生活や嗜好を知ることができる貴重な記録である。当時の端島の生活の記録として、残存している各戸、各部屋内の家具や生活用品、当時の雑誌等、残置物を細部にわたって撮影、また、公共施設の内部についても詳細を撮影して、産業労働の実態を説明する映像としてデータベース化する。

図 3 6 端島炭坑の保安規定



(5) 「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討

- インタープリテーション戦略の実施に続き、インタープリテーションのクオリティ・アシュアランス（品質保証）を確保するため、インタープリテーション提供者を広く認定する制度を検討し、その一環として、インタープリテーション・スタッフやボランティアガイドへの研修を実施した際に、世界遺産価値を正しく理解し、伝えるための課程を修了したことを証明する受講修了書等を交付した。今後もスタッフの研修を継続的に実施し、質の向上に努力する計画である。

図 3 7 ピンバッジ交付



図 3 8 受講修了書交付



(6) 人材育成研修と研修マニュアル

平成 29 年度以降に特に進捗があった人材育成事業については、以下のとおりである。

- 各構成資産の日々の管理に責任を持つ案内ガイド等が、能力を培い、資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じるための、人材育成計画の策定と実施
 - ・ 多くのエリアにおいて、案内ガイド等を対象とした各種研修事業を実施しているものの、研修項目としては必ずしも十分な状態ではなかったことから、「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会において、平成 29 年度から文化庁の国庫補助事業として人材育成事業を実施している。具体的には人材育成のための教材の作成、及び各構成資産の現地ガイド等向けの研修会の開催によって構成されている。
 - ・ これらの人材育成のための補助教材は、関係機関を通じて案内ガイドやサイトマネージャー等に既に配布されている他、インターネット上で電子ブックとして閲覧可能である。(URL: www.japansmeijiindustrialrevolution.com) 既に完成した教材は次のとおり。

1) 『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 インタープリテーション・マニュアル』

「明治日本の産業革命遺産」のための補助的なインタープリテーションガイドマニュアル。文化庁の支援を得て作成。
発行：「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会
企画：産業遺産国民会議
出版社：株式会社精興社
平成 29 年 10 月発行。

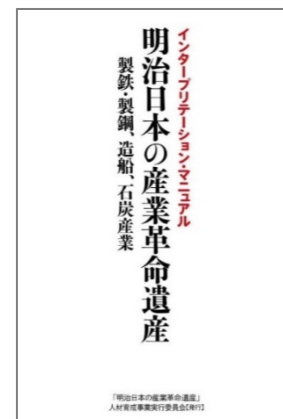


図 3 9 インタープリテーション・マニュアル

2) 『世界遺産を伝える。 明治日本の産業革命遺産

製鉄・製鋼、造船、石炭産業 インタープリテーション
教本』

「明治日本の産業革命遺産」のガイド活動に従事している方を対象とし、より分かりやすい「伝え方」へのヒントなどを掲載する教本。基礎編と実践編により構成される。文化庁の支援を得て作成。

発行：「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会

企画：NPO 法人 里山を考える会

平成 29 年発行。



図 4 0 インタープリテーション教本

3) 『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック

製鉄・製鋼編 鉄がわかる本』

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする 3 分野のうち、製鉄・製鋼に関する、より専門性をもたせた書籍。文化庁の支援を得て作成。

発行：「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会

企画・執筆：産業遺産国民会議、稲角忠弘、菅和彦

印刷：株式会社日活アド・エイジェンシー

平成 29 年 11 月発行。



図 4 1 鉄がわかる本

4) 『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック

石炭編 石炭がわかる本』

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする 3 分野のうち、石炭産業に関して網羅的に掲載する、より専門性をもたせた書籍。

文化庁の支援を得て作成。

発行：「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会

企画：産業遺産国民会議、一般財団法人石炭エネルギーセンター

印刷：株式会社日活アド・エイジェンシー

令和元年 11 月発行。

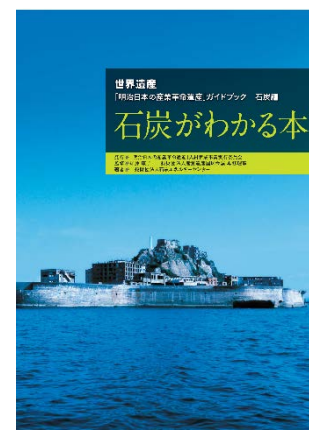


図 4 2 石炭がわかる本

5)『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック
造船編 船がわかる本』

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする3分野のうち、造船業に関して網羅的に掲載する、より専門性をもたせた書籍。

文化庁の支援を得て作成。

発行：「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会

企画：産業遺産国民会議

印刷：株式会社日活アド・エイジェンシー

令和2年3月発行。



図4-3 船がわかる本

また、「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会が主催して、上記のガイドブックの一部を教材として、人材育成研修を実施した。構成資産のある8エリアにおいて、構成資産や関連施設でガイド活動をする方を対象として、令和元年度に下記の日程で研修会を実施。

表2 人材育成研修（ガイド向け）実施状況

	開催日	対象エリア	会場		参加者数
1	12/19	萩	萩市	萩・明倫学舎本館2階	37
2	01/15	三池	大牟田市	大牟田市役所北別館	62
3	01/16	八幡	北九州市	九州ヒューマンメディア創造センター	48
4	01/23	鹿児島	鹿児島市	ソーホーかごしま	38
5	01/29	佐賀	佐賀市	佐野常民記念館	34
6	01/31	長崎	長崎市	長崎県農協会館	47
7	02/13	韮山	伊豆の国市	伊豆の国市韮山時代劇場	34
8	02/25	釜石	釜石市	釜石情報交流センター	40

例) 萩エリアの場合

日時： 令和元年12月19日 10:00～16:10

会場： 萩・明倫学舎本館2階

参加者： 37名

参加団体： NPO 萩まちじゅう博物館、福栄文化遺産活用保存会、(一社) 萩市観光協会
NPO 萩明倫学舎、NPO 萩観光ガイド協会、松陰神社、萩市

スケジュール： 10:00 15分 挨拶、オリエンテーション

10:15 5分 関係自治体、関係団体からの挨拶

10:20	50分	講義：造船分野
11:10	10分	質疑応答
11:20	10分	休憩
11:30	50分	講義：石炭分野
12:20	10分	質疑応答
12:30	50分	昼食
13:20	30分	グループディスカッション
13:50	30分	発表・意見交換
14:20	10分	休憩
14:30	40分	講義：インタープリテーションの現状と展望
15:10	20分	質疑応答
15:30	20分	お知らせ（ガイドマップ・アプリ等）
15:50	20分	挨拶、記念撮影等

この研修会は、インタープリテーション戦略に基づき、①「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の理解促進、②「明治日本の産業革命遺産」の8エリア23構成資産と産業（製鉄・製鋼／造船／石炭産業）のつながりについての理解促進の二つを主目的とした。その他、「伝える」ことへの認識の共有と、「伝える」ためのツール事例としてスマートフォン用ガイドアプリパスポートについても理解促進を図ることとした。なお、研修各回の内容はいずれも同様で、今後は産業遺産情報センターにおいて、人材育成研修を実施する予定としている。

また、上記研修会の他にも、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が主催する、ガイド研修会も実施されている。前述の研修会とは異なり、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産としての価値や適切な管理保全について理解を深めるとともに、ガイド活動について関係地域間の情報交換や連携等を主目的としている。また各構成資産等において活躍するガイドの方々が一堂に会する研修会を開催することにより、ガイドの資質向上と各地域におけるガイド活動の充実を図る研修会となっている。1年に1回程度、各地で開催することにより、現地研修も兼ねており、今後も継続して開催される。

- 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い、資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じるための、人材育成計画の策定と実施
- ・ 関係地方公共団体が連携して資産全体及び個々の構成資産の管理保全及びインタープリテーションを推進するために設置した世界遺産協議会は、内閣官房の協力の下に、各構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策に関わる地方公

共同体等の職員を対象として、世界遺産条約の制度、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値、その管理保全の手法等について、これまで年間2回程度、研修会を実施してきた。その実績は下表のとおりである。地方公共団体は人事異動により担当者が交代することがあり、新たに着任した担当者への研修も確実にを行う必要があるため、今後も同様に継続していくこととしている。

表3 人材育成研修（資産保有者等向け）実施状況

開催日	場所	参加者数	内容
H29/5/22	福岡県西総合庁舎	38	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯、価値、保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について
H29/12/21	カンファレンス ASC（福岡県福岡市）	48	・ユネスコへの報告書提出以降の対応について ・第41回世界遺産委員会の報告 ・講演「世界遺産をフックに地域インバウンドを成功させる視点」（観光立国推進有識者会議委員）
H30/5/9	福岡県粕屋総合庁舎	48	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯、価値、保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について
H30/9/5	福岡県福岡東総合庁舎	46	・講演：世界遺産委員会における資産の保全状況の審議結果と傾向について（東京文化財研究所室長） ・来訪者管理戦略の策定について ・産業遺産情報センターの整備状況について
R1/5/14	福岡県福岡東総合庁舎	46	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯、価値、保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について

R1/12/25	福岡県福岡東 総合庁舎	45	・ 講演：遺産影響評価とは何か ・ 第 43 回世界遺産委員会の報告 ・ 『神宿る島』 宗像・沖ノ島と関連遺産群の遺産 影響評価運用マニュアルについて ・ 寺山炭窯跡における鹿児島市の被災状況記録の 取組
----------	----------------	----	---

➤ 各自治体やエリアにおける人材育成事業

- ・ 前述以外にも、各自治体もしくはエリアにおいて、各種研修会が継続的に実施されている。例えば、「明治日本の産業革命遺産」についてのボランティアスタッフ研修会や新規ガイド養成講座が行われている。このほか、観光事業者向け、あるいは自治体の新規採用職員向け、教職員向けの各種研修会の際に、「明治日本の産業革命遺産」の内容が盛り込まれている。こうした研修の機会には、必要に応じて室内研修だけではなく、現地研修も行われている。

また、実際の管理業務に従事する者に対する人材育成事業として、例えば、エリア 7 三池の万田坑では毎年指定管理者向けの人材育成研修が実施されている。

こうした各自治体やエリア独自の研修は、地区別保全協議会の年次報告書において報告されることとなっており、各地で概ね 15 回程度開催されている。

(7) 世界遺産ルート

平成 29 年に提出した保全状況報告書の付属資料として添付したインタープリテーション戦略に基づいて、推薦書の 395～396 ページにもあるとおり、世界遺産ルート推進協議会は、世界遺産を全体として理解し、世界遺産ルートを推進するため設立された。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値は、1 つの構成資産を訪れるだけで理解することはできない。世界遺産のガイダンスと観光インフラを提供する世界遺産ルートのプロモーションを世界遺産ルート推進協議会が継続的に実施している。これらの取組には、地図とアプリ、GPS ナビゲーション、「明治日本の産業革命遺産」の普及を促進するための統一ロゴを使用した道路標識の設置等が含まれ、全ての構成資産や関連遺産に来訪者を誘導している。統一ロゴを使用した道路標識の設置箇所は、平成 29 年の 291 箇所から令和 2 年 7 月末には 303 箇所となった。世界遺産ルート推進協議会は、世界遺産サイトの関係者、観光・旅行代理店、鉄道、飛行機、バス、タクシーを含む交通機関により構成される。

図 4 4 世界遺産ルート

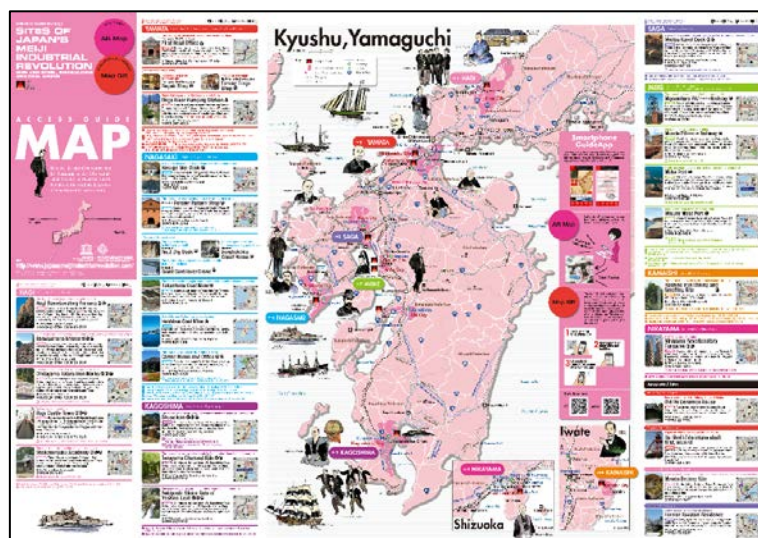


図 4 5 令和元年度世界遺産ルート推進協議会総会の様子（令和元年 11 月）



表 4

統一ロゴを使用した道路標識の設置状況（令和 2 年 7 月現在）

県名	市名	設置数	県名	市名	設置数
福岡県	北九州市	53	鹿児島県	鹿児島市	37
	大牟田市	20	山口県	萩市	47
	中間市	14	岩手県	釜石市	20
佐賀県	佐賀市	25		大槌町	1
長崎県	長崎市	20	静岡県	伊豆の国市	6
熊本県	荒尾市	41		函南町	1
	宇城市	18			
合計					303

図 4 6 統一ロゴを使用した道路標識の例



図 4 7 プロモーション活動の様子



- ・ 観光庁事業の一環で、産業遺産国民会議が企画・運営の上、欧米を中心とした海外の旅行会社とインフルエンサーをお招きし、萩、北九州、長崎、三池、鹿児島の世界遺産ビジターセンターと各構成資産を周遊するファムツアーを行った。(令和元年)
- ・ 日本政府観光局（JNTO）事業の一環で、旅行専門雑誌において各構成資産への訪問を促す特集記事を掲載(平成 30 年)し、SNS を通じ海外の旅行者向けに各構成資産とその地域への旅の魅力を計 8 回にわたり発信した。(平成 30-令和元年)



図 4 8 クラシックカーを使ったプロモーション(平成 29 年／エリア 1 萩 構成資産 1－4 萩城下町)

図 4 9 トラベルフェアでのプロモーション（平成 28 年）



図 5 0 JR 九州による特別プロモーション（エリア 7 三池、平成 27 年）
「浪漫クルーズと A 列車で万田坑と三角西港を訪ねる 1 日 80 名の特別限定ツアー」



・ 地域版ガイドマップ等

エリア別インタープリテーションのあり方の検討の過程を通じ、産業遺産国民会議が文化庁等の支援を受けつつ「地域版ガイドマップ」の作成を進めており、平成 30 年度には長崎エリア(日本語版)を、令和元年度には釜石エリア(日本語版及び英語版)及び八幡エリア(日本語版及び英語版)を順次作成している。その他のエリアについても、今年度以降、鹿児島エリアから順次作成を進め、全 8 エリアについて日本語版及び英語版を作成する予定である。

マップの掲載項目としては、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産や世界遺産ビジターセンターをはじめとする地域のインタープリテーション施設、各サイトの歴史全体の理解を助ける施設のほか、「明治日本の産業革命遺産」以外の世界遺産や文化遺産も含まれるなど、エリアの来訪者に対する包括的な情報発信に寄与するものとなっている。また、スマートフォン向けアプリと連動し、AR 機能を活用して非公開資産の 3D モデルや動画、360 度映像を表示するなど、アクセス不可の資産における情報発信においても活用できるものとしている。スマートフォン向けアプリは、多言語対応（日本

語、英語、韓国語、簡体・繁体中国語、ベトナム語）になっている。

また、道路専門誌において、分かり易い道案内を目指し MapQR（位置情報の 2 次元コード）を搭載した地域版ガイドマップの先進事例として紹介されている。

図 5 1 長崎エリア「地域版ガイドマップ」及び AR 機能を活用した立体映像の表示



図 5 2 釜石エリア「地域版ガイドマップ」及び AR 機能を活用した立体映像の表示



図5-3 八幡エリア「地域版ガイドマップ」及びAR機能を活用した立体映像の表示



図5-4 鹿児島エリア「地域版ガイドマップ」及びAR機能を活用した立体映像の表示

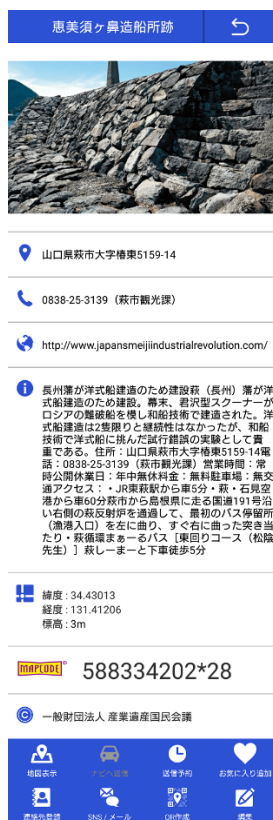
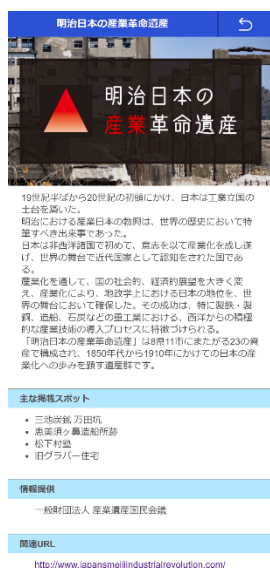


図 5 5 MapQR を採用した「地域版ガイドマップ」の紹介例



(日本道路協会 月刊道路)

図 5 6 カーナビに目的地を転送できるスマホアプリとの連携の例



(8) 現地及びオンラインでのインタープリテーション——仮想訪問・デジタル復元等（スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを含む）

➤ デジタル 3D リソースを用いた施設の紹介

- ・ スコティッシュ・テンの3D デジタル・ドキュメンテーションで、長崎のジャイアント・カンチレバークレーンと第三船渠、小菅修船場跡と軍艦島のレーザースキャンを行い、世界遺産の公式アプリのコンテンツとして搭載され、サイトへの仮想訪問の提供に活用されている。

図 5 7 非公開施設である第三船渠やジャイアント・カンチレバークレーン

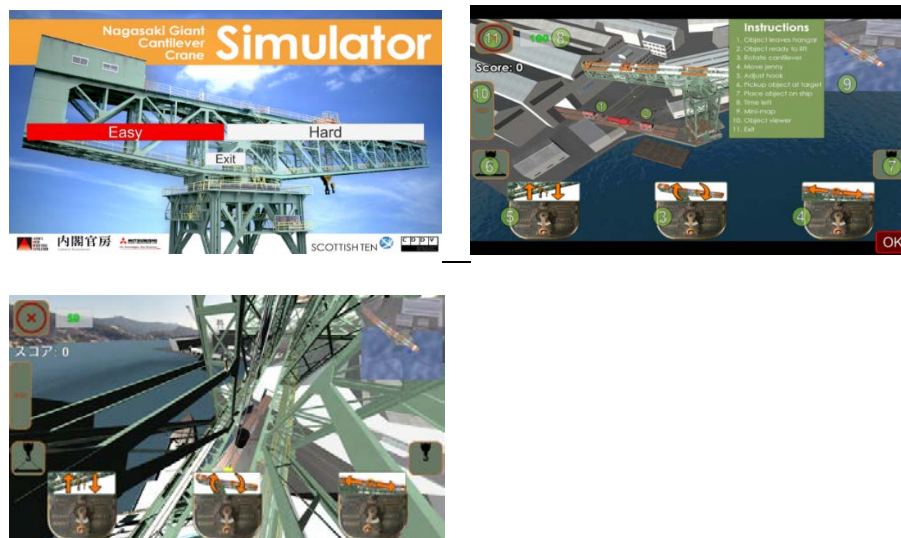
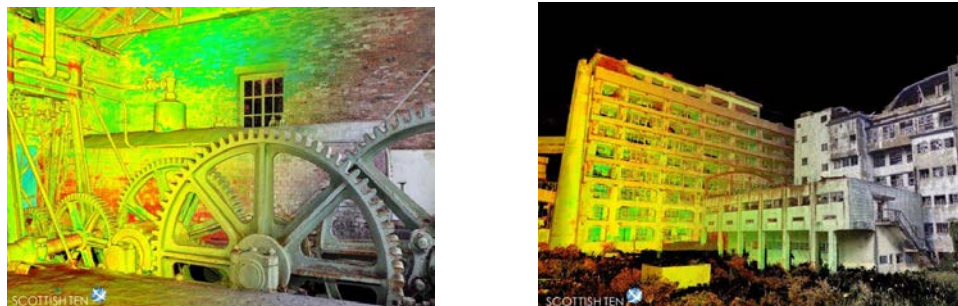


図 5 8 小菅修船場跡や軍艦島（3D リソース）

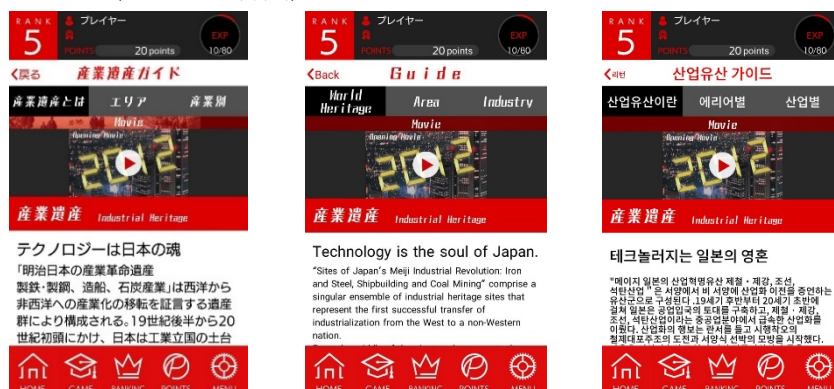


➤ 「明治日本の産業革命遺産」のガイドアプリ

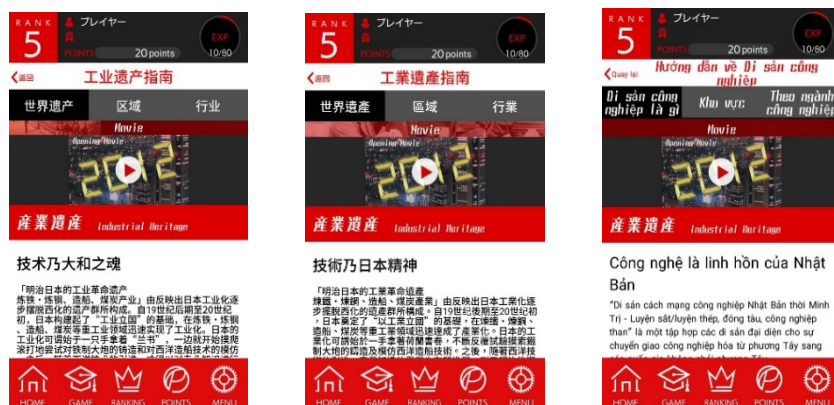
「明治日本の産業革命遺産」の説明と学習の促進が目的で、平成 29 年 3 月 20 日に利用開始された。アプリは多言語対応（日本語、英語、韓国語、簡体・繁体中国語、ベトナム語）になっている。

図 5-9 ガイドアプリ

左から（日・英・韓国）



左から（簡体中国・繁体中国・ベトナム）



- デジタルサイネージやアプリを活用し、「明治日本の産業革命遺産」の周遊を促進
図 6 0 デジタルサイネージ・アプリ①（全体イメージ）



- ・ デジタルサイネージを産業遺産情報センターに設置（予定）
地域版ガイドマップや産業遺産の周遊ルート情報を掲示し、各サイトへの周遊観光を促す仕組みを構築。A Iチャットボットも搭載し、周遊ルートや観光に関する質問にもリアルタイムで幅広く対応。
- ・ 「産業遺産情報センター」LINE公式アカウントの導入（予定）
LINEを入り口として、既存ガイドアプリの活用や訪問地域の店舗で利用可能なクーポン情報等、位置情報に基づき利用者の状況に適した双方向のコミュニケーションを実現。多言語にも対応し、訪日外国人をサポート。

図 6 1 デジタルサイネージ・アプリ②



- 産業遺産情報センターの体感型マルチディスプレイ
 - ・ 「明治日本の産業革命遺産」の各構成資産について、写真や動画を活用しながら解説を行う。また、順次、日本各地の産業遺産について、衛星写真を基にした地図上に表示し、写真画像と解説文を表示する。

図6-2 体感型マルチディスプレイ



- ビジターセンター等における取組
 - エリア2 鹿児島（VR アプリ）

図6-3 構成資産の操業当時の様子を体感できるスマートフォンアプリ



図 6 4 エリア 4 釜石 (AR・VR アプリ) 図 6 5 エリア 8 八幡 (VR アプリ)



官営八幡製鉄所の眺望スペースにて、当時の構成資産について、臨場感をもって体感できる VR の整備。

(9) その他の取組事項

➤ 海外におけるインタープリテーションの取組

令和 2 年 2 月 25 日にロンドンのサイエンスミュージアムで開催されたシンポジウム「JAPAN AND BRITAIN: ISLES OF INNOVATION」において、「明治日本の産業革命遺産」が紹介され、今日まで続く日英の親密な交流やアイデア・専門知識の交換などについて議論が行われた。

図 6 6 ロンドンのサイエンスミュージアムでの様子



➤ 国内外に向けた世界遺産協議会の主な広報活動

● ツーリズム EXPO ジャパンへの出展

- ・開催期間：令和元年 10 月 24 日（木）～27 日（日）
- ・会場：インテックス大阪

図 6 7 ツーリズム EXPO ジャパンでの様子



- JR 品川駅構内でのデジタルサイネージ広告の掲出
 - ・提出期間：令和2年2月24日（月）～3月1日（日）
 - ・放映回数：2400回
 - ・掲出面数：44面
 - ・内容：23構成資産を含む15秒間動画

図68 デジタルサイネージ広告掲出



- 各エリアの住民説明会等のイベント
各エリアにおいて、地元の方々や来訪者に対し、構成資産をより身近に感じてもらうことや世界遺産に登録された経緯等をわかりやすく説明するなど魅力を発信する場として、出前講座、史跡めぐり、パネル展、バスツアーなどの各種イベントを開催している。
- エリアごとのインタープリテーションの実施状況
各エリアにおいて、出版物、WEB、シンポジウム、教育活動、調査・研究活動など様々な手法を用いて、世界遺産価値や各エリアの構成資産がどのように世界遺産価値に貢献しているか等広く周知を図っている。

4. 関連する付属資料

- インタープリテーション戦略
- インタープリテーション監査報告書
- エリアごとのインタープリテーションの実施状況（令和元年度）

